

働き方改革のポイントと 関連助成金セミナー

魅力ある会社づくりと 「人財」を育てる

2019年4月に働き方改革関連法案が施行されました。それに対して具体的に企業は何をどのようにしなければならないのか？お悩みの経営者の方も多いものと拝察されます。本セミナーでは企業は何をしなければならないのかを具体的に分かり易く説明とともに併せてどのような助成金があるのかも詳しく説明致します



《講座内容》

1. はじめに
2. 年次有給休暇の時季指定による付与義務
3. 時間外労働の上限規制
4. 同一労働同一賃金
5. 働き方改革で何をすべきか
6. 働き方改革を支援する助成金について

講師

コンサルタントブレーン株式会社 登録講師

はしか社会保険労務士事務所 所長
株式会社フィットサービス 代表取締役
橋岡 雅典 氏

人材紹介、人事コンサルティング会社経営の傍ら、企業の労務管理など社内整備不足による課題の相談に応えるため「はしか社会保険労務士事務所」を開業。延べ2,800人を超える人材の面接やカウンセリングの実績を持ち、人材確保・採用面接、人事評価制度の構築、研修など、「採用・定着・育成」のサポートができる社労士として活躍中。

《日 時》令和元年7月23日（火） 13:30～15:30

《会 場》備前商工会館 4階大ホール（備前市東片上230）

《定 員》50名（先着順）

《申込方法》7月12日（金）までにTELまたはFAXでお申し込みください

TEL: (0869) 64-2885 / FAX: (0869) 63-1200

《主 催》備前商工会議所 《共 催》公益社団法人 瀬戸法人会

和気地区雇用開発協会

受講
無料

働き方改革セミナー参加申込書 備前商工会議所経営支援部行 FAX0869-63-1200

| | | | |
|------|--|-----|--|
| 事業所名 | | TEL | |
| 所在地 | | FAX | |
| 受講者 | | | |

個人情報保護に関する法律により、ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、事業記録作成のために利用することがあります。